

第 3 7 4 回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 4 日（水） 1 3 : 2 5 ~ 1 5 : 1 0
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 今治清孝、住村清一、島崎勝弘、三原敏夫、
柏木正弘、竹本晴茂、助田武男、斎藤誠二、
内海貴文、中西 敬、大山 登、原田幸子、
生長まち
- 4 欠席委員 濱 竹美、柏原他加子
- 5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 竹内主査兼係長、濱内主事
- 7 議 題
 - (1) するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する
令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について
 - (2) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について
 - (3) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲
可能量の設定について
 - (4) 徳島県資源管理方針の改正について
 - (5) 宝石さんごの採捕に係る委員会指示について
 - (6) 知事許可漁業の申請期間について
 - (7) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
 - (8) その他

8 議事

局長： ちょっと定刻より早いんですけども、本日出席予定の皆様がお揃いになりましたのでこれより第374回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には15名中13名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長よろしく願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。委員の皆様方には委員会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。年度末ということで非常に忙しいなか、私事になるんですけど、ちょっと体調を崩しておりましてですね、治療中ではありますがあんまり大したことないんで、それなりに通常通りしておりますけども、なんかこう季節の変わり目とか油断するとこういうことになる。皆さん役職についておられる方ばかりで、何かあれば大変なことになると思いますので、ご自愛していただけたらと思います。本日もよろしく願いします。

それでは、ただいまから第374回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の会議の議事録署名は、斎藤委員さんと内海委員さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題1、「するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： ただいま説明をいただきましたが、ただいまの件で何かご

質問がございましたらよろしくお願いします。何かございませんでしょうか。

会長： カタクチイワシって徳島県ではどれくらい水揚げしてるん？

漁業管理調整課： カタクチイワシの水揚げについては説明資料にあります。参考1が過去の本県の実績となっております。

委員： 1点いいですか。あの参考として本県で考えると、設定された水準と現状の間に大きな開きがあるので、なんかもう率直にあってもなくても関係ないかみたいな縛りになっちゃうんですが、全国的に見た時にはやっぱりこのTACで定められた数量に対して非常にこう際どいところで資源管理をされてる事例とかはあるんですかね？

漁業管理調整課： カタクチイワシの瀬戸内海系群については、TAC管理が今年度から始まったばかりで実際の配分もまだ決まっていないというところです。

委員： そうか、そうだね。

漁業管理調整課： 今後本格的に運用されるようになると、各県に割り振られて、うちは微々たるものなんですけど、もっと漁獲している県はちょっと深刻になってくるかもわからないです。

会長： ステップ2になる段階で、配分の数量っていうのは3年度、4年度、5年度の数量が基準になるんだろ。

漁業管理調整課： そのとおりです。直近過去の漁獲実績に合わせ

て配分が定められて通知されることとなります。

会長： 今、徳島県ってほとんど獲りよらんわな多分。過去10年ぐらい前やったらもっと獲りよった時もあるし、この数量を決めるときにあんまり少なかったら徳島県の割り当てが少なくなるんよな。この時にこっちからなんか物言えるとかそういうのがあるのかなと思ったりもする。あんまり少なく抑えられてもこの386トンとかなら多分飯食えんと思うよな。ご飯食べられる量ぐらいは割れ当ててもらわな。結局困るっていうことが発生してくるからちょっと考えてもらわなと思う。

委員： 資源変動し出した時にね、獲れ出した時に。

会長： 昭和だったらこれの10倍とか獲れよう時もあった。

会長： 他にご質問ありませんでしょうか。

ありがとうございます。無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題2、「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料2により説明

会長： 県よりご説明いただきましたが、今の件について何かご質問ございますでしょうか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題３、「くろまぐろに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料３により説明

会長： 説明は以上ですけれども、この件について何かご質問等ございますでしょうか。

委員： 漁船漁業の場合は漁に出なかったら０で、定置漁業に関しては自分が獲るつもりはないだろうけど、定置網やけん入りでしたら網の中に入って、生きたもんは放せるとしても網にぶつかったらかなり死んだりするだろうし、こんな場合はこのトン数に入る？

漁業管理調整課： 水揚げされた分は入ってきます。採捕したものは積み上がってきます。

会長： 他に何かご質問はありませんか。

会長： それでは本件につきまして、諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題４は、「徳島県資源管理方針の改正について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料４により説明

会長： 説明は以上のとおりですけれども、本件について何かご質問等がございましたらお願いいたします。

会長： それでは無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題５は、「宝石さんごの採捕に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料５により説明

会長： ありがとうございます。説明は以上のとおりですが本件

について、ご質問等がございましたらお願いします。

会長： それでは無いようでございますので、本件につきましては原案どおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので、本件につきましては原案のとおり指示を発出することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題6、「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料6により説明

会長： ただいまの件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

会長： 無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。ご異議なしでございますので本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題7、「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料7により説明

会長： ありがとうございます。ただいまの件について何かご質問等がございますでしょうか。

委員： 10ページのかきの垂下式養殖業で枠はあるけれども行使者0って、これが続くと漁業権が取り消しになるって感じなんですか。

漁業管理調整課： 取り消しというよりは、そもそもこの漁業権につきましては令和5年に漁業権免許の切替があったときに新たに設定した漁業権ということで、やりたいということで設定したんですけれどもまだ行使がされていないということです。

会長： 他に何かご質問ございますか。

会長： 質問が無いようなので、議題7について終わりたいと思います。

会長： 次は、議題8「その他」ですが何かございませんか

委員： ちょっといいですか。いろいろある中でサワラの漁獲問題があって、この中でね漁業者だけが対象になったみたいな。これ遊漁者も遊漁船も含めて調査するのが本当じゃないんですかね。

委員： 前に漁連で会があった時も言った。

委員： 遊漁のほうをちゃんと制限なり本数なりをちゃんとしてもわないと漁師ばかり規制される。

会長： 漁師は広域委員会指示で縛られているのに遊漁者が縛られていないということが問題になっている。一緒に縛る方法を

考えないといけない。局長何かないですか。

局長： サワラ漁業を縛っているのが瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で、瀬戸内海全体のことなので漁業者だけでなく遊漁者も含めて規制してほしいということは言わないといけないのかもしれない。

委員： 今度の広域委員会で私がこのことについて発言してもいいんですか。

局長： 委員として発言されることは自由です。

会長： 徳島海区の意見として広域委員会で言ってもらって、他県が賛同したら国も動きやすいんだらうと思う。

会長： 時間も来ましたので以上をもちまして第374回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。
長時間のご審議お疲れさまでした。

以 上